審議会等の設置等に関する指針

（趣旨）

第１条　この指針は、法令（条例を含む。以下同じ。）に定めがある場合を除き、審議会等の設置等に関する基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この指針において審議会等とは、市政運営上一定の役割を担う組織化をされた機関であり、次に掲げるものをいう。

（１）附属機関　調停、審査、審議又は調査等のため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、法律又は条例により設置するもの

（２）懇談会等　市政運営上の意見の聴取、交換、懇談等を行うため、市長その他の執行機関が要綱等により設置するもの

（審議会等の設置）

第３条　審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

（１）行政の簡素化・効率化及び行政責任の明確化の観点から、真に必要な場合に設置すること。

（２）審議会等の委員の数は２０人以内とすること。ただし、法令に定めがあるなど特別な事情がある場合を除く。

（３）設置目的の達成時期が明らかであるものについては、廃止期日を明示すること。

（審議会等の見直し）

第４条　審議会等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審議会等は廃止し、又は統合するものとする。

（１）設置目的が既に達成されているとき。

（２）社会経済情勢、市民ニーズ等の変化により、著しく必要性が低下しているとき。

（３）他の手段等により代替可能であるとき。

（４）設置目的、審議事項等が他の審議会等と類似し、又は重複しているとき。

（協議）

第５条　審議会等の事務局を所管する課等の長（以下「所管課長等」という。）は、前２条の規定により審議会等を設置し、廃止し、又は統合する場合にあたっては、行政経営課長とあらかじめ協議するものとする。

（設置等の報告）

第６条　所管課長等は、次の各号のうち該当するものについて、速やかに行政経営課長に報告するものとする。

（１）審議会等を設置又は統合した場合は、審議会等の新設・統合に関する報告書（様式第１号）により報告する。

（２)審議会等を廃止した場合は、審議会等の廃止に関する報告書（様式第２号）により報告する。

（審議会等の委員の選任）

第７条　審議会等の委員の選任にあたっては、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

（１）審議会等の設置目的を踏まえ、広く各界各層及び幅広い年齢層から適切な人材

を選出し、必要に応じて、委員の一部を公募すること。

（２）職員を委員に選任しないこと。ただし、法令に定めがある場合又は審議会等の性質等に照らしやむを得ない場合を除く。

（３）同一人物を、６以上の審議会等の委員に選任しないこと。

（４）一の審議会等の委員に８年を超える期間継続して選任しないこと。ただし、任期の途中において達する場合を除く。

（５）審議会等の規程において選任される委員の職が既定されている場合を除き、審議会等の委員における男女の比率が同数となるよう努めること。

２　前項第１号の規定により審議会等の委員の一部を公募するに当たっては、次の各号による。

（１）公募は、審議会等の名称及び設置目的、募集趣旨、募集人員、募集期間、任期、応募資格、応募方法、選考方法及び問合せ先を明らかにした上で、広報誌等を通じて広く市民に周知することにより行うものとする。

（２）選考に当たっては、応募者から必要事項を記載した書面等の提出を受け、その内容について、公正な選考を行うものとする。

（３）審議会等の所管課は、公募による委員の選考を終えたときは、速やかにその結果を応募者全員に通知するものとする。

（４）前３号に定めるもののほか、公募に関し必要な事項は、別に定める。

３　委員に選任しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第１項の規定は適用しない。

（１）審議会等の審議、調査等の内容に密接な関連を有する団体の代表者又はこれに準ずると認められる者であって、実質的な審議、調査等を行ううえで欠くことのできないとき。

（２）審議会等の審議、調査等の内容に不可欠かつ卓越した専門的知識又は経験を有している等により、他の者に替えることができないとき。

４　所管課長等は、委員に選任しようとする者の他の審議会等委員への選任状況について、行政経営課長に確認するものとする。

（委員の任用等）

第８条　審議会等の委員は、非常勤特別職として任用し、報酬を支給することとする。

２　審議会等の委員の任用及び報酬額の決定にあたっては、市長決裁とする。ただし、報酬額の変更にあたっては、局長決裁とする。

３　所管課等は、審議会等の委員に対し、その者が委員でなくなった後も含め、職務上知り得た秘密を他に漏らさないよう周知することとする。

（会議の公開）

第９条　審議会等の会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、公開しないことができる。

（１）熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）第７条に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）に該当する情報について審議等を行うとき。

（２）審議会等において、公にすることが適当でないと判断する情報について審議等を行うとき。

２　審議会等の会議を公開するときは、所管課長等は、あらかじめ傍聴の手続き、遵守事項等を記載した傍聴要領を作成し、傍聴希望者に対し配付するものとする。

（会議開催の周知）

第１０条　所管課長等は、審議会等の会議の開催が決定したときは、会議の開催案内を作成し、会議開催日の１週間前までに、次に掲げる手段によりこれを公表し、会議を開催する旨の周知を図るものとする。ただし、緊急に会議が開催される場合を除く。

（１）熊本市ホームページへの掲載

（２）報道機関への情報提供

（３）その他所管課長等が適当と認める手段

（会議結果の文書化）

第１１条　審議会等のうち附属機関の会議結果の文書化にあたっては、附属機関は、行政執行に相当程度影響を与える調停、審査、審議又は調査等を行うことから、原則として会議結果を集約化・文書化することとする。

（会議録等の作成）

第１２条　所管課長等は、会議の終了後、速やかに会議録又は会議要旨を作成することとする。

（会議結果等の公表）

第１３条　所管課長等は、前２条により作成した会議結果等について、第１０条各号に規定する手段により、不開示情報を除き、これを公表するものとする。

（運営状況の報告）

第１４条　所管課長等は、毎年度４月３０日までに、審議会等の運営状況に関する報告書（様式第３－１・３－２号）により、前年度の審議会等の運営状況等について行政経営課長に報告するものとする。

２　行政経営課長は、前項の報告書により審議会等の運営状況等について把握し、必要と認めたときは、当該審議会等の所管課長等に対し意見を申し出ることができる。

附　則

この指針は、平成１４年４月１日から実施する。

附　則

この指針は、平成１５年４月１日から実施する。

附　則

この指針は、平成１６年４月１日から実施する。

附　則

この指針は、平成１７年４月１日から実施する。

附　則

この指針は、平成１８年６月９日から実施する。

附　則

この指針は、平成１９年２月１日から実施する。